（前のページより続き）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同五三三）　八五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同五三四）　八九
○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（同五三五）　九〇
○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同五三六）　九〇
○薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同五三七）　九〇
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同五三八）　九一
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同五三九）　九一
○平成二十四砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件
（農林水産二二一四）　九一
○平成二十四砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件
（同二二一五）　九二
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件
（同二二一六）　九二
○航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇五九）　九二
○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件（同一〇六〇）　九三
○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件（同一〇六一）　九四

本号で公布された法令のあらまし

◇欧州復興開発銀行を設立する協定の改正（条約第八号）（外務省）

この改正は、欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。　九六

1　銀行の業務の地理的範囲の拡大

銀行は、現在の受益国（支援対象国）である中欧及び東欧の各国並びにモンゴルに加え、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により受益国とすることを決定する地中海の南部及び東部の諸国においても、その目的を達成することができる。（第一条関係）

2　特別基金を通じた潜在的な受益国に対する支援

地中海の南部及び東部の諸国への支援の緊急性に鑑み、銀行は、受益国でない加盟者からの要請に基づき、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、一定の条件の下で当該受益国でない加盟者が潜在的な受益国としての資格を有することを決定することができる。銀行は、当該潜在的な受益国において、協定の関連規定等に合致する方法及び条件により特別基金を使用することができる。（第一八条関係）

◇千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書（条約第九号）（外務省）

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正を確認することを目的とするものであって、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、その概要は、次のとおりである。

1　本文

㈠　我が国の譲許表の修正及び訂正は、昭和五五年（一九八〇年）三月二六日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

㈡　この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

2　第三八表の日本国の譲許表の修正及び訂正

㈠　医薬品等の関税撤廃の対象産品の四回目の見直しによって追加される産品を掲げるため、第三八表の日本国の譲許表の附属書中、付表ＩＤの次に付表ＩＥを加えること、付表ＩＩを付表ＩＩＡに改め、付表ＩＩＡの次に付表ＩＩＢを加えること及び付表ＩＶＤの次に付表ＩＶＥを加えることについて規定している。

㈡　四回目の見直しによって追加される産品は六三五品目（付表ＩＥに掲げるアログリプチン等二八六品目及び付表ＩＶＥに掲げる二―クロロ―四―ニトロ―一Ｈ―イミダゾール等三四九品目）である。